

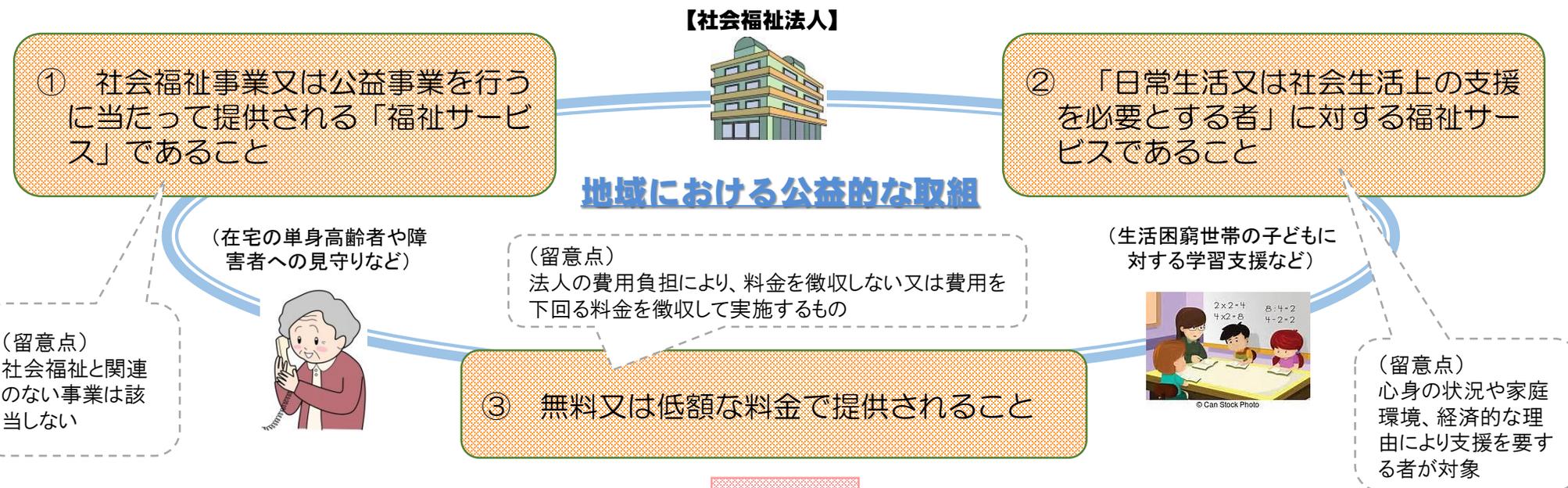
地域における公益的な取組を実施する責務

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金の、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



○ 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

「地域における公益的な取組」通知のポイント

○ 平成28年改正社会福祉法においては、全ての社会福祉法人に対して、「地域における公益的な取組」の実施に係る責務が課せられたところであるが、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく上で、法人の専門性やノウハウ等を活かした多様な取組が求められている一方、現状、当該取組の範囲が曖昧で、所轄庁における指導にもバラツキが生じ、当該取組の推進に当たっての障壁となっているとの指摘もあることから、次のとおり改めてその解釈を明確化する。

※ 社会福祉法第24条第2項

社会福祉法人は、①社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、③無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

| 事項 | これまでに生じていた主な誤解 | 解釈の明確化 | 具体的な事例 |
|----------------------------|------------------------|---|--|
| 「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって」の解釈 | 社会福祉に直接的に関連するもの以外は不可 | 直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、間接的に社会福祉の向上に資するものであれば可 | ・ 行事の開催、環境美化活動、防犯活動等の地域住民の参加・協働の場の創出を通じた地域のつながりの強化 |
| 「福祉サービス」の解釈 | 福祉サービスの直接的な実施以外は不可 | 福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含む | ・ 災害時の福祉支援体制づくり ・ 関係機関との連携強化のためのネットワークづくり |
| 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の解釈 | 現に支援を必要とする者に対する取組以外は不可 | 現に支援は必要としていなくても、将来的に支援を必要とする可能性の高い者に対する予防的な支援も含む | ・ 現に要介護状態にはないものの、地域から孤立している閉じこもりがちな高齢者に対する見守り |
| | 直接的にこれらの者を対象とした取組以外は不可 | 間接的にこれらの者が利益を受ける場合も含む | ・ 地域住民を対象とした介護技術に関する研修 ・ ボランティアの育成 |
| 「無料又は低額な料金」の解釈 | 公費を受けている場合は一切該当しない。 | 公費を受けていても、法人による資産等を活用した上乘せ・横出しサービスや利用料の減免等が行われていれば可 | |
| 所轄庁の役割 | 3要件を満たさない取組は要件を満たすよう指導 | 取組内容が社会福祉関係法令に明らかに違反するものでない限り、指導は不要。法人が地域ニーズを円滑に把握できる場の提供などを通じて法人の取組を促す環境整備に努める | |

「地域における公益的な取組」の実践事例

- 「地域における公益的な取組」の実践に当たっては、地域の福祉ニーズを積極的に把握しつつ、地域の多様な社会資源と連携し、これらとの役割分担を図りながら取り組むことが重要であるとともに、自らの取組の実施状況を検証し、職員や地域の関係者の理解を深めながら、段階的に発展させていくことが重要。

ふれあい食堂の開設

※前ページ【1】～【3】

- 地域で孤立する住民に対し、住民が気軽に集える場の提供や交流会等を実施。（北海道函館市等）



【ポイント】

地域住民が気軽に集える「ふれあい食堂」を設置するとともに、管理者として介護支援専門員を配置し、相談支援や地域の子育てママと子どもの交流会、ボランティアに対する学習会などを実施。

複数法人の連携による生活困窮者の自立支援

※前ページ【2】、【3】

- 雇用情勢の悪化による生活困窮者に対し、相談支援等を実施。（大阪府等）



【ポイント】

複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWiによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。

認知症改善塾の実施

※前ページ【1】

- 認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のためのノウハウを伝達。（北海道札幌市等）



【ポイント】

認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講するとともに、家族に対するピアサポートを実施。

地域住民との協働による見守り支援ネットワーク活動

※前ページ【1】～【3】

- 民生委員や地域住民からなる「在宅介護支援連絡員」を組織化し、高齢者からの様々な相談に応じるとともに、地域交流サロンの運営等を実施。（石川県等）



【ポイント】

連絡員を通じて、地域の高齢者のきめ細かなニーズ把握を行い、支援が必要な場合には、法人の専門サービスにつなぐとともに、地域のネットワークを強化。